

成年後見制度って何？

利用するには
どうしたらいいの？



市民向け成年後見制度研修

～成年後見制度に関する基礎的な知識を身に付けましょう～



成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方の不安を解消し、権利と財産を守る制度です。

「親が介護施設に入居するための費用の支払いで、親の定期預金を解約しなければならないが、親が認知症で解約ができない」「判断能力が低下してきた親が、悪徳商法の被害に遭わないか心配」など、このようなときには成年後見制度の利用が有効です。

今回は、将来に備えて予め成年後見人を定めておく「任意後見制度」を中心に、制度の概要を理解する研修を行います。

日時

令和6年 **3月6日** **水** **14:00～16:15**
(開場13:40)

会場

川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)7階第1～3会議室

内容

1. 講演「成年後見制度の概要～任意後見制度について～」
2. 質疑応答「あなたの質問に弁護士が答えます」

講師：神奈川県弁護士会川崎支部

対象

川崎市内在住または在勤在学の方

参加費

無料

定員

①会場受講：30名 ②ZOOMによるオンライン受講：40名

☞オンライン受講には次のものがが必要です。

①パソコン、タブレット、スマートフォンのいずれか

※スピーカーが内蔵されていないパソコンの場合、別途用意する必要があります。

今研修では、カメラはなくても差し支えありません。

②インターネット環境 (Wi-Fi等)

申込み

①会場受講希望の方 → **申込みフォーム**、または**裏面申込書をFAX・郵送**

②オンライン受講希望の方 → **申込みフォーム**

※会場受講とオンライン受講の両方に申し込むことはできません。

※市社協HP (新着情報に掲載)
からも申込みフォームに入れます。

申込みフォームは、
右の二次元コードか
らお入りください。



<https://forms.gle/1659J7CZKDVeZ3bH8>

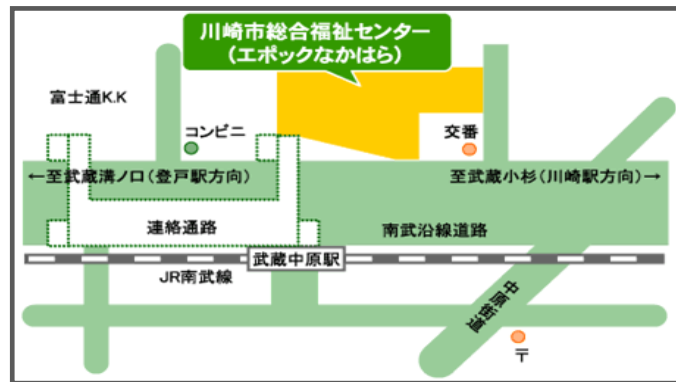
申込み締切: 2月21日(水) 17:00(必着)

主催：社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 / 川崎市

交通案内

JR南武線「武蔵中原駅」下車徒歩1分

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



【注意事項】※必ずお読みください

- 応募者が定員を超えた場合は抽選となります。応募者が定員を超えた際は、受講をお断りする方のみ3月1日（金）17:00までにご連絡します。期日までに連絡がなければ参加可能です。
- オンライン受講者には、3月4日（月）までに参加用URLをメールでお送りします。研修資料は郵送でお送りします。
- マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とされていますが、本研修にご参加の場合には、引続きマスク着用にご協力をお願いいたします（マスク着用を強いるものではありません）。感染状況により対応が異なる場合もございますので、ご了承の程よろしくをお願いいたします。

【問合せ先／申込書送付先（郵送・FAX）】

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 成年後見支援センター

（住所）〒211-0053

川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター

（電話）044-712-8071 （FAX）044-739-8738



川崎市社協キャラクター
ななぶく

参加申込書（会場受講希望者用）

必要事項をご記入いただき、上記宛先へ郵送またはFAXでお送りください。

3/6 市民向け
成年後見制度
研修

◆インターネットから申込みフォームでのお申込みも可能です。

◆オンライン受講希望の場合は、申込みフォームでのお申込みとなりますのでご注意ください。

（ふりがな） 氏名		お住まい または お勤めの区	区
日中 連絡先	住所 〒 -		
	電話 ()	FAX ()	
	メール	@	
必要な方はいずれか1つに○してください。 （聴覚障害者の為の情報保障手段です）	手話通訳	・	要約筆記
任意後見制度について 知りたいことをご記入 ください。 講義の参考にさせてい たきます。			